



1 過年度の大学入試センター試験の成績を利用する選抜

大学入試センター試験を利用する大学では大学入試センター試験の過年度（過去3年前まで）の成績を当該年度の入学者選抜に利用することがあります。

過年度成績の利用については各大学の募集要項等で確認してください。

(1) 大学入試センター試験の「過年度成績請求票」について

大学入試センター試験の過年度（平成29年度～平成31年度）の成績を利用する大学に志願する者は、当該大学に出願する際に大学入試センターが発行する「過年度成績請求票」を提出する必要がありますので、手続方法（→p.35）に従って、大学入試センターに申請してください。

(2) その他の注意事項

- ① 令和3年度以降の大学入学者選抜において、令和2年度の大学入試センター試験の成績を利用する大学へ出願する際には、「令和2年度大学入試センター試験受験票」が必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- ② 過年度の大学入試センター試験の成績を利用する大学へ出願する際には、「該当する年度の大学入試センター試験受験票」も必要となりますので、紛失して手元にない場合は、志望大学に問い合わせてください。

2 志望大学に確認すること

大学入試センター試験の志願者が志望大学に確認すべき主な事項は、次のとおりです。各大学の募集要項等で確認してください。

(1) 志望大学が大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科・科目

大学入試センター試験を利用する各大学は、大学入試センター試験の出題教科・科目の中から、入学志願者に解答させる教科・科目及びその利用方法を定めています。各志望大学の募集要項等をよく読んで確認の上、大学入試センター試験の出願をしてください。

(2) 志望大学へ出願する際に提出する「成績請求票」の種類等（→p.30）

(3) 志望大学を受験する際の「大学入試センター試験受験票」の取扱い（→p.30）

(4) 障害等のある志願者の志望大学との事前相談（→p.16）

3 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人大学入試センター保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」に基づいて適切に取り扱います。
- (2) 大学入試センターは、志願票等に記載された氏名、住所その他の個人情報を、大学入試センター試験の実施（出願処理、試験実施）及びこれに付随する業務を行うために使用します。
- (3) 大学入試センターは、志願者が個別学力検査等に出願した大学入試センター試験を利用する大学（以下、「各大学」という。）に対して、当該志願者の大学入試センター試験の成績、受験状況及び志願票に記載された個人情報を直接提供します。
- (4) 大学入試センターは、各志願者の国公立大学への出願状況、合格状況及び入学手続状況を収集し、必要に応じ各国公立大学へ提供します。
- (5) 大学入試センター及び各大学は、収集した個人情報を、大学入学者選抜及び大学教育の改善のための調査・研究や学術研究の資料として利用することがあります。調査・研究結果の発表に際しては個人が特定できないように処理します。
- (6) 大学入試センターは、上記の各種業務での利用に当たって、一部の業務を大学入試センターより当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行うことがあります。
この場合は、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる範囲で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供することがあります。
- (7) 大学入試センターは、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に規定されている場合を除き、志願者本人の同意を得ることなく当該志願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。